

みやま市総合事業に関するご意見・ご質問への回答

種別	タイトル	意見・質問	回答
訪問介護	案によると週1回または週2回となっているが、3回の人や1回の訪問時間は利用者との相談で決めて良いのでしょうか。	週3回訪問している利用者が多いので、どのように決めたら良いか。利用者と相談して？総合事業の提供時間45～60分は利用者との相談で決めるのか。	介護予防ケアマネジメントにより判断します。利用者との相談で決まるものではありません。
訪問介護	訪問型サービスAについての(1)	・単価や時間数・加算は今後とれるのか。(初回加算や処遇改善加算等)・総合事業の支援を除れる人達の対応	運営基準案のサービス提供時間および1回あたり単価のとおり。訪問型サービスAについて、加算は想定していません。介護予防・生活支援サービス事業の対象となれなかった方でも、一般介護予防事業を利用することができます。
訪問介護	生活支援…介護度で決めるのは生活に支障がでる。(家族同居の場合も)介護度の見直しをするべき	独居…まず食事の確保。(腐った物でも平気で食べる)・排泄の声かけ後始末など。・買い物代行(近くに店がなく意思もない)・掃除ごみを出すこと、たとえ床がぬれていても感じないことがある。服装のアドバイス入れ替えの声かけ又は介助。(生活援助)・家族は近くにいても手が届かないし、遠方が多い、デイや施設は金銭的にきびしいし、なにより認知につながると思う。その人がその人らしく自分の家で暮らせるような支援を考えてほしい。	自立支援に資する生活支援の在り方について、地域ケア会議等を通じて検討していきます。
訪問介護	サービス内容について	みやま市介護予防ファイルとは、どの様なファイルですか。又どのように活用するのですか。	介護予防ファイルの内容については現在検討中です。内容及び活用方法については別途事業所説明会において、説明します。
訪問介護	訪問型サービスA型 人員について	・訪問介護サービス提供責任者の配置は必要ないと理解して良いですか。・管理者：専従1名以上となっているが「以上」とは、どのように解釈してよいのですか。	管理者がサービス提供責任者を兼ねていただくよう想定しています。管理者として専従1名以上を配置してください。
訪問介護	訪問型サービスA型 人員について	・市が定める一定の研修受講者は市内に何名の受講者がいるのか。・受講者は従事者として働いてもらえるのか。・委託を受けたとして、人員の確保はどのように行うのか。	今後、生活支援サポーター養成講座を開催し、終了後、認定を受けた生活支援サポーターが訪問A受託事業所へ登録します。市が養成講座受講者を募集するため、受託事業者には受講者募集の協力をお願いします。
訪問介護	訪問型サービスA型 1回あたり単価について	現行の9割程度の単価にしてほしい。1200円では事業運営していく上で大変きびしいのではないと思う。	専門職の対応では事業運営が厳しいと思われませんが、市が養成する生活支援サポーター(一般市民)を事業の担い手と位置付けています。
訪問介護	訪問型サービスA型 利用料単価について	上記の1割～2割程度。安すぎるのは使い勝手の良いサービスとなり、自立支援・介護予防にならないのではないと思う。	介護予防ケアマネジメントにより利用の必要性を判断します。
訪問介護	訪問型サービスA型 利用料等について	1200円は、安すぎなのではないと思う。	市が養成する生活支援サポーター(一般市民)を事業の担い手と位置付けているため、単価を1200円と設定しています。

みやま市総合事業に関するご意見・ご質問への回答

種別	タイトル	意見・質問	回答
通所介護	費用について（資料1-2）	資料1-2の[1回あたり単価]：6,000円/回とあるが、1回あたりの実施で6,000円市が事業所に負担するという対応とのことであった。しかし、利用者数の取り決めが現状示されていないため、1名利用でも6,000円、15名利用でも6,000円ととらえることができる。利用人数に応じた単価の設定も含めて検討いただきたい。	利用人数については、3名以上など一定の条件を設ける予定です。通所Bは住民主体のコミュニティカフェ等を想定しており、利用人数に応じた助成/補助額の増加は想定していません。
通所介護	想定する総合事業サービス運営基準（案）について①	資料1-1と1-2の案の2つのタイプの運営形態が混在するという解釈で問題ないか。（資料1-2の案のみとなると、要介護状態に近い要支援者のサービスをどう想定しているのだろうか。）	資料1-1は現行の通所介護相当。資料1-2は地域交流スペースや事業所内遊休スペース等を活用した住民主体のコミュニティカフェを想定しており、運営形態が混在することはありません。
通所介護	想定する総合事業サービス運営基準（案）について②	ボランティアの方達で実施していく場合。ボランティアの方達が毎日、年間を通して参加することができるのか、責任の所在などを考えました。多様なサービスなど細かい内容を知りたいと思います。	市で養成する介護予防サポーターの人員等を勘案したサービス量の設定が必要だと考えます。介護予防サポーターとともにコミュニティカフェを運営していただくことを想定しており、後方支援を行う事業者には通所型Bの責任主体として、利用者の安全配慮のための保険加入をお願いします。
通所介護	想定する総合事業サービス運営基準（案）について③	通所型サービスB P24資料1-2の実施方法 助成/補助による実施とは何でしょうか。 設備 利用人数に応じた活動に必要なスペース 介護給付と別スペースとする。⇒介護給付と通所型サービスBとの利用者様の利用スペースは別室を設けないといけませんか。	介護予防サポーターと運営するコミュニティカフェの運営費を助成/補助します。スペースについてはお尋ねのとおりで、機能訓練室とは別の部屋を利用するか、別の部屋の確保が困難な場合は、サービス提供時間外の機能訓練室を利用することなどが想定されます。
通所介護	現行相当 通所介護 サービス内容①について	①ADL・IADL向上のための機能訓練とは、これまで通りの機能向上訓練と違ってよいのか。	A D L / I A D L 向上に資する機能訓練です。起立訓練や歩行訓練、片脚立位のほか、またぎ動作の訓練など日常生活動作の改善に向けた機能訓練をお願いします。
通所介護	現行相当 通所介護 サービス内容②について	②「みやま市予防ファイル」とは具体的にどういったものか。	介護予防ファイルの内容については現在検討中です。内容及び活用方法については別途事業所説明会において、説明します。
通所介護	現行相当 通所介護 サービス内容②について	利用日以外の介護予防プログラムとはどういった内容なのか。	利用日以外にご自宅等で実施するセルフケアプログラムになります。介護予防ファイルで標準的なものを示す予定です。
通所介護	現行相当 通所介護 利用について	・現行相当のサービスとB型は同じ利用者がどちらも利用できるのか。	通所型B（事業所活用型）については、現行相当サービスとの併用可能です。
通所介護	通所型サービスB 利用定員について	・利用定員はあるのか。 ・現行サービスと一体的に考えるのか。	利用人数については、3名以上など一定の条件を設ける予定です。なお、定員の上限は設けませんが、活動に必要なスペースなどに応じた設定をお願いします。現行サービスと同スペースを使って、同じサービス提供時間帯に実施することはできません。

みやま市総合事業に関するご意見・ご質問への回答

種別	タイトル	意見・質問	回答
通所介護	通所型サービスB サービス内容④について	アクティビティケアとはどういった内容か。	ご本人の興味・関心アセスメントに基づくアクティビティの実施です。
通所介護	通所型サービスB サービス内容⑤について	・昼食提供は必須なのか。 ・弁当でも可能か。	食事提供は必須です。弁当でも可能です。
通所介護	通所型サービスB サービス期間について	・6ヶ月とは利用者の認定期間となるのか。同じ判定が出れば、継続利用できるのか。	初回のみケアマネジメントにてサービス利用開始。6か月時にサービス内容の見直しを行い、その後は必要に応じて状況把握を実施します。認定期間とは同一ではありません。
通所介護	通所型サービスB 設備について	・必要な面積等の指定があるのか。	運営基準案資料1-2記載のとおりです。活動に必要なスペースを確保いただきます。
通所介護	通所型サービスB 利用者の安全配慮について	「要保険加入」とは具体的にどういったことか。	通所型サービスBは、介護予防サポーターとともにコミュニティカフェを運営していただくことを想定しており、後方支援を行う事業者に通所型Bの責任主体として、利用者の安全配慮としての保険加入をお願いします。
通所介護	通所型サービスB 一回あたりの単価	6,000円/回とあるが、どういった想定なのか。教室への利用が1名でも6,000円/回が発生するのか。	利用人数については、3名以上など一定の条件を設ける予定。通所Bは住民主体のコミュニティカフェ等を想定しており、利用人数に応じた助成/補助額の増加は想定していません。
通所介護	通所型サービスB サービス提供回数について	・サービス提供回数に制限はないのか。週に5回等、何度も開催可能なのか。	事業所の開催回数の制限は設けていませんが、利用者1人当たり原則週1回の利用を想定しています。また、開設には3名以上の利用者が必要など一定の条件を設ける予定です。
通所介護	通所型サービスB 利用料金等について	・利用料100円とは利用者の自己負担額なのか。	利用者の1回あたりの自己負担額です。
通所介護	通所型サービスB 利用請求について	6,000円/回の請求の方法はどうするのか。	毎月の開催実績に応じて、補助金の支払いを予定しています。
通所介護	通所型サービスB 備考	・介護予防サポーターの事務管理とはどういったものか。	介護予防サポーターへの実費弁償の支払事務を指します。

みやま市総合事業に関するご意見・ご質問への回答

種別	タイトル	意見・質問	回答
通所介護	通所型Bについて	・介護予防ボランティアの配置基準などの詳細。・設備基準の詳細。・昼食提供は必須か。・時間配分は事業者ごとに設定可能か。・みやま市外の事業者でも可能か。	利用人数に応じて、介護予防サポーターを必要数配置いただき、コミュニティカフェを運営いただきます。・昼食を含めたサービス提供時間2～3時間の中での時間配分は、住民主体の活動を後方支援する趣旨からも、介護予防サポーターと協議の上決定していただきます。・みやま市外の事業所は想定していません。
居宅介護支援	介護予防ケアマネジメントについて	マネジメント方式に変更はあるのか。多様なサービスの利用が好ましいと判断される基準は、どのような基準で判断されるのか。	ケアマネジメントAは現行どおり。ケアマネジメントBは簡略したケアマネジメント。ケアマネジメントCは検討中です。資料1-1対象者に記載した以外の方となります。
居宅介護支援	多様なサービスについて	多様なサービスを提供する事業所とサービス内容、単価が知りたい。(受け皿の絶対数の確保があるのか。)	現在、モデル事業として市内の公共施設等で通所型サービスC相当の「元気が出る学校」2か所、通所型サービスB相当の「元気クラブ」5か所を実施しており、平成29年度から多様なサービスとして実施するとともに、通所型サービスB（事業所活用型）を実施する予定です。今後、その他の多様なサービスについては、今後、検討していきます。4月以降の単価については、検討中です。
居宅介護支援	「多様なサービス」の確保について	「多様なサービス」とあるが、現状どれだけのサービス確保が見込まれているのか。また、住民主体による支援にはボランティア等も大きなウエイトをしめると思うが、人員の確保ができていないのか。受け皿となるサービス不足が心配。これからの課題だと思うのですが…。	現在、モデル事業として市内の公共施設等で通所型サービスC相当の「元気が出る学校」2か所、通所型サービスB相当の「元気クラブ」5か所を実施しており、平成29年度から多様なサービスとして実施するとともに、通所型サービスB（事業所活用型）を実施する予定です。利用者数に応じて短期集中の設置個所を増やしたり、介護予防サポーターの養成と並行して、随時通所型Bを充実させていく予定です。
居宅介護支援	みやま市介護予防ファイルとは	みやま市介護予防ファイルの周知をしてほしい。	介護予防ファイルの内容については現在検討中です。内容及び活用方法については別途事業所説明会において、説明します。
居宅介護支援	介護予防マネジメントについて	予防の利用者へのマネジメントは現行のままなのか。現行サービス利用者とはA型やB,C型利用者の方ではちがうのか（様式等）	介護予防支援については現行どおりです。介護予防ケアマネジメントにおいては、ケアマネジメントA型・B型については現行様式の活用を検討しています。ケアマネジメントC型については検討中です。
居宅介護支援		・一連のケアマネジメントの流れはどうなるのでしょうか。（契約・プラン作成・会議etc…）・サービス期間は6ヶ月に一度とあるが、認定期間は6ヶ月となるのか。6ヶ月で終了となるのか・居宅介護支援への報酬は。・訪問介護とデイケアの利用の場合の支援計画はどの様に作成しなければいけないのか。・通所やヘルパー利用に市町村の限定がありますか。・居宅もサービス事業所との契約が必要なのか。	介護予防ケアマネジメントAは、現在の一連のケアマネジメントの流れに変更はありません。概ね6か月でプランの評価とサービスの見直しを実施する流れは今までどおりです。居宅介護支援への報酬は検討中です。支援計画は自立支援に資するプランを作成してください。緩和サービスはみやま市のみ。サービス事業所との契約は必要ありません。

みやま市総合事業に関するご意見・ご質問への回答

種別	タイトル	意見・質問	回答
居宅介護支援	提出時の書類について	①情報開示申請書に@は必要でしょうか。契約時に説明・署名・印を頂いている為。②ケアプランチェック時提出書類の簡素化はできないのでしょうか。以上のことで何度も訪問する必要があります!!	①総合事業開始に合わせて、契約内容（指定介護予防支援契約書・指定介護予防支援業務委託契約書）について一部変更を行う予定です。この変更に伴い、介護予防サービス計画作成のための認定情報開示の手続きも見直しを行う予定です。②提出書類の変更はありません。
居宅介護支援	具体的な方針がわかりませんので下記事項について質問させていただきますのでよろしくお願い致します。	1、現行の訪問介護、通所介護の対象者について ①平成29年度に更新申請された方で要支援の認定を受けた方は、必要性があればいつまで現行のサービス利用できるのか。②また、現行相当のサービスが必要とは誰が判断するのか。そのまま委託先のケアマネジャーによる判断か、包括が全面的に判断するのか。多様なサービスが好ましいと判断され、多様なサービスに移行する可能性が高い時は、介護予防ケアマネジメントをする前に、包括が対応すると判断していいかなど、回答をお願いしたい。 2、日常生活支援総合事業のプランは誰が作成するのか。日常生活支援総合事業に移行するのであれば、包括が窓口となりプランを作成するのか。 3、新規の時と更新の時の流れが具体的に分からないのでフォローチャートなどで示してほしい。 4、現時点（H29年4月1日以前）で訪問介護、通所介護の予防給付を実施される要支援者は、①「現行相当」となるのか。②認定有効期間がH29年4月1日をまたぐ場合、3月時点で包括支援センターに戻していいのか。③アセスメントはやり直すのか。書式は変更するのか。④ケアプラン（予防）の書式は変更するのか。作り直すのか。	1.①介護予防ケアマネジメントにより、現行のサービスの利用継続が望ましいと判断される場合は、継続したサービス利用が可能です。 ②現行相当サービス利用の判断基準は、運営基準案に示した通り多様なサービスの利用が困難なものとし、ケアマネジメントにより判断します。 2. 多様なサービスのみの利用者は原則的に地域包括支援センターがプランを作成することを想定しています。 3. 次回の説明会で説明します。 4. ①現行相当となります。 ②現在、委託している利用者に関しては、総合事業に移行された場合も引き続き担当をお願いします。 ③④書式に変更はありません。
居宅介護支援		関連事業所として小規模多機能型居宅介護太常があります。今日の研修中でP10第一号被保険者1人あたりの給付月額グラフを見ますとみやま市においては通所介護の割合が他の市よりも高い割合を示していて、小規模多機能は中程の割合となっているようです。今後地域包括ケアシステムにおいては、小規模多種型が中核を負う施設と言われる中、まだまだその良さが市民の皆様へ周知できていないように思われます。限りあるみやま市の財源を有効活用するためにも、市の方も周知していただければ幸いです。地域の協力を得て事業所（すべての）は運営していかなければならないと思います。	小規模多機能型居宅介護も含め、介護保険制度については、市民の皆様によりわかりやすいように周知していく必要があると考えております。